

事務連絡
令和4年1月20日

関係事業所 様

北中城村役場 福祉課
課長 喜納 啓二
〈公 印 省 略〉

(令和4年1月20日～) 新型コロナウイルス感染症に係る障害児通所支援における
在宅での代替的支援の取扱いについて

標記のことについて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い下記の①～③の取扱いと合わせて④の取扱いを令和4年1月20日から適用することと致します。

●対象となるサービス提供等の取扱い (適用期間：①～③ R4.1.9～当面の間)

- ① 令和2年4月22日付 事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る計画相談支援の取扱いについて (通知)」
- ②令和2年4月15日付 事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る日中活動系サービス等の取扱いについて」
- ③令和2年4月15日付 事務連絡「新型コロナ感染症対策に伴う在宅支援等に係る報酬の算定についての報告書の取扱いについて」
- ④令和2年4月22日付 事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る障害児通所支援等の取扱いについて」(R4.1.20～当面の間)

(※上記の取扱いについては、村ホームページに掲載しております)

●障害児通所支援等の分散登校等における休業日単価の取扱いについて (R3.11～継続)

【厚生労働省】令和3年9月22日付 事務連絡 「新型コロナウイルス感染防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて」(令和3年9月22日版)より、分散登校等により通常どおり授業が行われない日の報酬の取扱いについて、令和3年9月サービス提供分から下記の取扱いとします。(詳細については別添資料をご確認ください。)

・「放課後等デイサービスを通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する障害児については、学校休業日の利用に該当するものとして、学校休業日の報酬を適用する。」

・本取扱いは個々の障害児の利用開始時間に応じた取扱いであり、通常の授業の終了後の利用開始時間より前から利用する障害児と、通常の授業の終了後の利用開始時間から利用する障害児が混在する場合、前者は学校休業日の報酬を、後者は授業終了後の報酬を算定するものとする。

●新型コロナウイルスに係る障害児通所支援等の支給決定量の増量について
適用：支給決定量の増量は原則行いません。

問い合わせ

北中城村役場 福祉課 社会福祉係

担当：大城

TEL：098-935-2263（内線 254）

FAX：098-982-0345